

令和 2 年度 第 2 回

# 府中市都市計画審議会議事録

令和 2 年 1 2 月 1 0 日開催

府中市都市計画審議会

議 事 日 程

令和2年12月10日（木）午後3時30分  
中央文化センター第1講堂

- 日程第1 第1号議案 府中都市計画生産緑地地区の変更
- 日程第2 第2号議案 多摩部19都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に伴う市の意見
- 日程第3 第3号議案 府中都市計画都市再開発の方針の変更に伴う市の意見
- 日程第4 報告 府中市都市計画に関する基本的な方針素案について
- 日程第5 その他

午後 3 時 27 分開会

【計画課長】 それでは定刻より少し前ですが、皆さんお揃いですので、ただ今から府中市都市計画審議会を開会していただきたいと存じます。開会に先立ちまして、都市整備部長の古森よりごあいさつ申し上げます。

【都市整備部長】 皆さん、こんにちは。都市整備部長、古森です。

本日は、コロナ禍で迎える年末の大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。本日の案件は、審議事項が 3 件、報告事項が 1 件でございます。どうぞよろしくご審議くださいますようお願い申しあげまして、簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

【計画課長】 ご審議いただきます前に、事務局から 2 点、報告がございます。

1 点目といたしまして、学識経験者として都市計画審議会委員に委嘱されておりました〇〇前委員に代わりまして、〇〇委員が、また、市議会の議員として委嘱されておりました〇〇前委員に代わり〇〇委員がそれぞれ令和 2 年 8 月 12 日付で府中市都市計画審議会委員に委嘱されましたので、ご報告させていただきます。

次に、2 点目といたしまして、本日、委員の皆さまの議案書を差し替えさせていただきましたが、日程第 4 報告の資料に誤りがありましたことをお詫びいたします。大変申し訳ございませんでした。

それでは、〇〇会長、よろしくお願ひいたします。

【議長】 皆さま、こんにちは。今ごあいさつにあったとおり、コロナの感染がいまだ収まらず、また本日は年末の大変お忙しい中ですが、都市計画審議会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。心からお礼申し上げます。

では、これから始めていきたいと存じます。先ほどのごあいさつにあったとおり、今回の審議会より新たな委員が選任されました。ご紹介をいたしますので、ごあいさつをお願いいたします。

まず、〇〇委員一言ごあいさつをお願いいたします。

【〇〇委員】 府中市議会議員の〇〇でございます。私は、都市計画審議会は今回初めて参加させていただくことになりました。一生懸命頑張りますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【議長】 次に〇〇委員、お願ひいたします。

【〇〇委員】 農業委員会の〇〇さんに代わりまして、7月から会長を務めさせていただいております〇〇と申します。農業的な学識経験は浅いんですけれども工学的な経験が40年ほどあるので、両方の立場から微力ながら何かお役に立てればと思います。よろしくお願ひいたします。

【議長】 ありがとうございます。

では、会議に入りたいと存じます。本日の出欠の状況ですが、〇〇委員と〇〇委員の2名から欠席の連絡をいただいております。本日の会議の開催の可否ですが、定足数に達しておりますので、本日の会議は有効に成立しております。

次に、会議の会議録署名人についてでございますが、府中市都

市計画審議会運営規則第3条第2項に「議事録には、議長及び議長が指名する委員が署名するもの」と規定されておりますので、この件につきまして私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ありがとうございます。それでは議事録の署名につきましては、議席番号12番、〇〇委員。

【〇〇委員】 はい。

【議長】 お願いします。それから議席番号13番、〇〇委員にお願いします。

本日、傍聴者が2名おります。傍聴を許可していただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということで、傍聴者が入場します。しばらくお待ちください。

(傍聴者入場)

【議長】 それでは、議事日程に従いまして、日程第1、第1号議案、「府中都市計画生産緑地地区の変更」を議題といたしたいと思います。それでは議案の説明をお願いします。

【公園緑地課長補佐】 はい、議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【公園緑地課長補佐】 それでは、ただ今議題となりました第1号議案、「府中都市計画生産緑地地区の変更」につきましてご説明いたします。

本件は、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部を廃止するもの、及び、市街化区域内において適正に管理されている農地等について生産緑地地区の指定を行うものでございます。なお、本件は府中市が決定する都市計画でございます。

それでは、第1号議案、資料の1ページをお開きください。第1の「種類及び面積」でございますが、変更後の生産緑地地区の面積は、約94.57ヘクタールでございます。第2の削除のみを行う「位置及び区域」でございますが、削除となりますのが5件、削除する面積は約6,600平方メートルでございます。削除の理由といたしまして、買取り申し出に伴う行為制限の解除により、生産緑地の機能を失った生産緑地地区の一部を削除するものがございます。

続いて2ページをお開きください。続きまして第3の追加のみを行う「位置及び区域」でございますが、今回追加となりますのが5件、面積は約2,010平方メートルでございます。

追加の理由でございますが、2ページ中段に記載のとおり農業との調整を図り、良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地等を追加するものがございます。

続いて3ページをお開きください。上段の表は新旧対照表でございますが、削除及び追加する地区の面積と位置につきまして、変更前と変更後を一覧表にまとめたものがございます。なお、個々の地区の詳細は後ほど説明させていただきます。下段の「変更概

要」でございますが、変更事項の欄、1の「位置の変更」につきましては、新旧対照表のとおりでございます。2の「区域の変更」につきましては、計画図により後ほどご説明いたします。3の「面積の変更」につきましては、地区数は441件で変わらず、府中市全体の生産緑地地区の面積は約95.01ヘクタールから約94.57ヘクタールとなり、約0.44ヘクタールの減となります。なお、追加指定にあたりましては、農業委員会より令和2年7月17日付で生産緑地として適正であるとの了承の回答をいただいております。削除も合わせた本件の都市計画変更案につきましても、令和2年8月25日付で了承の回答をいただいております。

また、都市計画法第19条第3項の規定に基づき、東京都知事とも協議を行い、令和2年11月9日付で意見のない旨の協議結果通知を受けております。その後、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、本年11月12日から11月26日までの2週間、縦覧を行い、同法17条第2項の規定に基づき、意見書の提出を求めたところ、意見書の提出はございませんでした。今後につきましては、本審議会の審議を経た後に都市計画変更の告示を行う予定でございます。

それでは、変更の詳細につきまして、担当よりご説明させていただきます。

**【公園緑地課緑化推進係長】** はい、議長。

**【議長】** はい。

**【公園緑地課緑化推進係長】** それでは、府中市都市計画生産緑地地区の個々の地区につきましてご説明させていただきます。

第1号議案、資料の4ページをお開きください。はじめに計画図の表示についてご説明いたします。右下の凡例をご覧ください。緑の縦じま部分は既に指定されている区域、赤の塗りつぶし部分は今回削除を行う区域となっております。また、図は上が北となっております。それでは図面中央をご覧ください。番号23、地区名、朝日町地区、都立武蔵野の森公園の北側に位置し、令和元年10月31日に主たる従事者の死亡により買取りの申し出がなされたもので、地区の全部約750平方メートルを削除するものです。

続きまして、5ページをご覧ください。図面中央、番号126、地区名、押立町地区、押立町公園の南西側に位置し、令和2年3月25日に主たる従事者の死亡により買取りの申し出がなされたもので、地区の一部約920平方メートルを削除するものです。

続きまして、6ページをご覧ください。図面中央、番号296、地区名、矢崎町地区、郷土の森公園、交通遊園の北側に位置し、令和2年2月26日に主たる従事者の死亡により買取りの申し出がなされたもので、地区の一部約1,400平方メートルを削除するものです。

続きまして、7ページをご覧ください。はじめに右下の凡例をご覧ください。緑の塗りつぶし部分は、今回追加を行う区域となっております。図面右側、番号307、地区名、南町地区、かえで通りの西側に位置し、地区の一部約310平方メートルを追加するものです。

次に図面左側、番号309、地区名、南町地区、南町公園の南

側に位置し、令和元年10月28日に主たる従事者の死亡により買取りの申し出がなされたもので、地区の一部約2,420平方メートルを削除するものです。

続きまして、8ページをご覧ください。図面右側、番号612、地区名、美好町地区、美好町公園の南西側、旧甲州街道の北側に位置し、地区の全部、約450平方メートルを追加するものです。

次に図面左側、番号481、地区名、本宿町地区、西保育所の南西側に位置し、地区の一部、約490平方メートルを追加するものです。

続きまして、9ページをご覧ください。図面中央、番号389、地区名、住吉町地区、小野宮公園の東側に位置し、地区の一部、約440平方メートルを追加するものです。

続きまして、10ページをご覧ください。図面右側、番号465、地区名、日新町地区、日新町公園の北側、くすのき通りの西側に位置し、令和2年2月26日に主たる従事者の死亡により買取りの申し出がなされたもので、地区の一部、約1,110平方メートルを削除するものです。

次に図面左側、番号453、地区名、日新町地区、都立府中西高校の南東側に位置し、地区の一部、約320平方メートルを追加するものです。

以上が府中都市計画生産緑地地区の変更の説明となります。

なお、第1号議案の封筒の中にございます図面は、都市計画変更に必要な図書「府中都市計画生産緑地地区総括図」でございまして、府中市全域の地図に生産緑地の区域を示したものになります。

す。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

【議長】 ありがとうございます。生産緑地地区の変更について、追加が5件、そして削除が5件ということで説明をいただきました。それでは審議に入りたいと思います。審議につきましては、まずご質問やご意見をいただき、最後に採決という順番で進めたいと思います。よろしく申し上げます。

それではご質問やご意見がございましたらよろしく申し上げます。

(しばらく待つ)

【議長】 ご質問やご意見ないようですので、第1号議案につきまして、採決したいと思います。

第1号議案、「府中都市計画生産緑地地区の変更」について、原案のとおり決することで異議がないということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ありがとうございます。異議がないので、本件につきましては原案のとおり決することにいたします。

続きまして、日程第2、第2号議案「多摩部19都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に伴う市の意見」を議題といたしたいと思います。議案の説明をお願いいたします。

【計画課長補佐】 はい、議長。

それでは、ただ今議題になりました、第2号議案、「多摩部19都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に伴う

市の意見」につきまして説明させていただきます。

本件につきましては、東京都が決定する都市計画について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、令和2年11月13日付で、東京都から都市計画案について意見照会がございましたので、お諮りするものでございます。

現行の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、平成26年12月に変更されましたが、その後に策定された「未来の東京」戦略ビジョン、「都市づくりのグランドデザイン」を踏まえるとともに、社会経済情勢の変化や国の動きなどを反映しつつ、都市計画変更するものでございます。

本年7月20日に開催の本審議会において、当該方針の概要やスケジュール等をご報告させていただいているところでございます。その後の経過につきましては、都市計画法第16条の規定に基づく都市計画の原案に関する公聴会の開催にあたり、本年7月に東京都及び本市において原案を縦覧に供したところ、本市では3名の縦覧がございましたが、公述の申し出はありませんでした。

なお、多摩部の市民の方から公述の申し出はなかったため、府中市が対象となる会場での東京都主催の公聴会は中止となっております。

現在、東京都及び本市において、12月2日から12月16日までの2週間、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、本都市計画案を縦覧に供しております。12月9日時点での縦覧者は1名でございます。

今後の予定といたしまして、令和3年2月3日開催予定の東京都都市計画審議会において議を経た後に、東京都において都市計画決定し、本年度末に告示される予定でございます。

それでは、都市計画案につきまして、担当よりご説明させていただきます。

【都市計画担当主査】 はい、議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【都市計画担当主査】 それでは、「多摩部19都市計画、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に伴う市の意見」につきまして、はじめに概要版を用いまして、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の構成について、ご説明させていただきます。

概要版の1ページをご覧ください。第1の改定の基本的な考え方では、本都市計画の基本的事項について整理し、都市づくりの目標と戦略等について定めております。1の基本的事項では、本都市計画の位置付けや目標年次、多摩部19都市計画として一体の計画とする考え方を整理しております。

本計画の目標年次は、都市づくりのランドデザインの目標時期であり、「未来の東京」戦略ビジョンに合わせ、おおむね20年後、2040年代としております。

2のコロナ危機を踏まえた未来の東京、都市づくりの目標と戦略等につきましては、都市づくりの目標ではAIやIoTなどの最先端技術を活用しながら、ゼロエミッション東京を目指し、持続的に発展していくことを理念としています。

また、「ESG」や「SDGs」の概念を取り入れて都市づくり

を進め、成長と成熟が両立した未来の東京を実現していくこととされています。

都市づくりの戦略では、誰もが集い、支え合う場所・コミュニティが至るところに存在するなど、包摂的社会形成に留意したまちづくりを推進するとともに、ビッグデータなど先端技術を積極的に活用し、リアルとバーチャルをハイブリッド化し、都市空間における体験や活動をより豊かに効果的にしていくこととされています。

新型コロナ危機を契機とした都市づくりの方向性では、三密を回避し、新しい日常にも対応するサステナブル・リカバリーな都市づくりを推進することとしております。

次に、資料右下の図をご覧ください。こちらは都市計画区域マスタープランの位置付けを示す体系図でございます。オレンジで着色しております都市計画区域マスタープランは、東京都が策定した上位計画である「未来の東京」戦略ビジョンや、「都市づくりのグランドデザイン」を踏まえるとともに、社会経済情勢の変化や国の動きなどを反映しつつ策定するものでございます。

本日、日程第4におきましてご報告いたします本市の都市計画マスタープランや、地域地区や都市施設などの具体の都市計画は、この都市計画区域マスタープランに即して定めることとなっております。

また、都市計画区域マスタープランを実効性のあるものとするため、再開発の適正な誘導と計画的な推進を図ることを目的として、東京都は都市再開発の方針などを定め、都市計画区域マスタ

ープランと整合しつつ、連携を図りながら東京の都市づくりを進めていくこととしております。具体の都市計画につきましては、都市再開発の方針などにも即することとなっております。

次に、概要版2ページをご覧ください。第2、東京が目指すべき将来像についてご説明させていただきます。

第2、東京が目指すべき将来像では、1の世界から選択される都市の実現に向けて、東京の都市構造、及び2の人が輝く都市、東京に向けて、地域区分ごとの将来像について定めております。

1の世界から選択される都市の実現に向けて、東京の都市構造につきましては、広域には概成する環状メガロポリス構造をさらに進化させ、交流・連携・挑戦の都市構造を実現するため、イノベーションの源泉となる挑戦の場を創出することとしています。

また、おおむね環状7号線外側の地域において、集約型の地域構造へ再編するため、地域特性に応じた拠点を育成することとしています。

拠点ネットワークの強化とみどりの充実では、各地域が競いながら新たな価値を創造することや、都内全域でみどりの量的な底上げと質の向上を推進することとしています。

2の人が輝く都市、東京に向けて、地域区分ごとの将来像につきましては、都市づくりのグランドデザインで示した4つの地域区分及び2つのゾーンに基づき、それぞれの誘導の方向と将来像を踏まえた都市づくりを進めていくこととしています。

資料右下の図をご覧ください。府中市はJR武蔵野線以東の新都市生活創造域と、JR武蔵野線以西の多摩広域拠点域に属して

おります。新都市生活創造域は、駅などを中心に機能を集約した拠点形成され、快適な住環境が再生・創出されている地域、多摩広域拠点域は、道路・交通ネットワークの結節点において業務・商業機能が集積した拠点が形成され、他の広域拠点や都市圏との交流が活発に行われている地域と位置付けられております。

次に、第3の東京の都市づくりの枠組み、区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針についてご説明させていただきます。

区部、多摩部とも原則として現在の区域区分から変更しない方針としています。なお区域区分とは、市街化区域と市街化調整区域を区分する、いわゆる線引きのことです。

続きまして、概要版3ページをご覧ください。

第4、主要な都市計画の決定の方針です。東京が目指すべき将来像を実現するための主要な都市計画の決定方針を定めているものです。1の「多様な住まい方・働き方を支える都市づくり」では、市街化区域内の農地について、田園住居地域の指定や生産緑地制度等を活用することや、都市開発諸制度等を活用し、地域にふさわしい用途の導入や多様な機能集積を誘導することなど、7つの方針を定めております。

2の「ゆとりある回遊性を支える都市施設」では、働き方改革と連携したオフピーク通勤促進の取り組みや、自転車ネットワーク化を進めるとともに、駐輪場の整備などにより利用環境を充実することなど、8つの方針を定めております。

3の「人が集まり、交流する、魅力と活力あふれる拠点形成」では、エリアマネジメントの普及を促進し、まちの魅力や防災性

を向上することを方針として定めております。

4の「激甚災害にも負けない東京」では、木造住宅密集地域の基盤整備や環境改善など、民間活力を生かした整備を促進することなど、4つの方針を定めております。

5の「緑と水の潤いある都市の構築」では、広域に連続し、みどりの骨格を形成する崖線や河川、用水沿いなどにおいて、みどりの連続性を確保する公園・緑地を配置することなど、4つの方針を定めております。

6の「四季折々の美しい景観形成」では、都市再生が進む地域では、新たな個性や魅力ある景観を創出することなど、2つの方針を定めております。

続きまして4ページをご覧ください。左上の「参考附図－4」、中核的な拠点等のイメージをご覧ください。申し訳ありません、図が小さくて見づらいのですが、図の中央左側にございます府中は、「枢要な地域の拠点」、分倍河原は「地域の拠点」にそれぞれ位置付けられています。「枢要な地域の拠点」とは、地域の拠点のうち、鉄道乗車人員が特に多い駅周辺で、区市町村マスタープランにおいて重要な位置付けがある拠点とされています。「地域の拠点」は、従来の生活拠点等、鉄道乗車人員の多い駅周辺、まちづくりの取組熟度が高い、拠点的な地区を位置付けております。

それでは、都市計画案の本文を用いまして、本市の該当箇所を中心にご説明させていただきます。

計画案の75ページをご覧ください。本市のJR武蔵野線以東に位置する「新都市生活創造域」として、9地区の将来像を掲げ

ております。

はじめに、府中につきましては、現行では、府中と府中本町を分けて記載しておりましたが、一体の拠点「府中」としております。府中駅周辺では、ゆとりとにぎわいのある枢要な地域の拠点を形成、府中本町駅周辺では、歴史とみどりの調和した魅力的な市街地を形成することとしています。

一体の拠点とした理由でございますが、中心市街地活性化基本計画において、中心市街地とされ、市民生活や経済活動の中心的なエリアであるため、両駅周辺を一体的に中心拠点として位置付けております。

また、改定作業中の府中市都市計画に関する基本的な方針においても、上位計画であるこの当該都市計画案に即し、府中駅と府中本町駅を一体の拠点として位置付ける予定です。

次に、東府中につきましては、鉄道沿線のまちづくりと連携した連続立体化を見据えながら、にぎわいのある利便性の高い快適な生活の中心地を形成することとしています。

次に、多磨につきましては、みどりと良好な景観に恵まれた、魅力ある利便性の高い生活の中心地を形成することとしています。

次に、多磨霊園につきましては、商業、居住機能などが調和した落ち着いた生活の中心地を形成することとしています。

次に、是政につきましては、多摩川や緑道などの水辺とみどりに恵まれた周辺環境を生かした、快適で魅力的な生活の中心地を形成することとしています。

次に、白糸台・武蔵野台につきましては、両駅間のアクセス性を改善することにより、利便性の高い生活の中心地を形成することとしています。

76ページをお開きください。北府中につきましては、現計画には位置付けされていませんでしたが、改定作業中の府中市都市計画に関する基本的な方針において、日常生活拠点として位置付ける予定のため、追加されたものでございます。生活サービス、居住機能などが集積した落ち着きある利便性の高い生活の中心地を形成することとしています。

次に、多摩メディカルキャンパスにつきましても、現計画には位置付けされていませんでしたが、北府中と同様に新たに追加されたものでございます。高次の医療・福祉機能を中心とし、商業、居住機能などが集積した利便性の高い生活の中心地を形成することとしています。

最後に、府中基地跡地につきましては、本年2月に策定した府中基地跡地留保地利用計画を反映し、市の新たな魅力を創出する生活の中心地を形成することとしています。

次に87ページをお開きください。

本市のJR武蔵野線以西に位置する「多摩広域拠点域」として、3地区の将来像を掲げております。

はじめに分倍河原につきましては、駅周辺の事業計画の進捗よとの整合を図り、拠点機能が充実した利便性の高いにぎわいと活力のある地域の拠点を形成することとしています。

次に、中河原につきましては、利便性や回遊性の高い拠点の形

成を図るとともに、多摩川や緑道など、周辺環境を生かした快適でにぎわいのある生活の中心地を形成することとしています。

最後に西府につきましては、居住機能と調和したみどり豊かで、にぎわいのある魅力的な生活の中心地を形成することとしています。

【計画課長補佐】 議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【計画課長補佐】 ただ今ご説明いたしました、本都市計画の変更に伴う市の意見でございますが、この都市計画案は、経済情勢の変化、また、今日の社会環境に対応したものと捉えております。

また、現在改定作業中の府中市都市計画マスタープランの内容は、この都市計画区域マスタープランに整合させるよう改定していく予定でございます。

従いまして、本議案は、東京都からの本都市計画案に対する意見照会に対し、本市の意見は、「都市計画案のとおりで異議ありません」と回答いたしたく、お諮りするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】 ありがとうございます。ただ今、第2号議案につきまして説明が終わりました。それでは、これより審議に入りたいと思います。委員の皆さま方からご質問やご意見はございますでしょうか。

(しばらく待つ)

【議長】 ご質問やご意見ないようですので、本件につきまして、

議案どおり決するということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということで、第2号議案「多摩部19都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に伴う市の意見」について、議案のとおり決することにします。大変ありがとうございます。

では引き続き進めていきたいと思えます。日程第3、第3号議案「府中都市計画都市再開発の方針の変更に伴う市の意見」を議題といたしたいと存じます。議案の説明をお願いします。

【計画課長補佐】 はい、議長。

それでは、ただ今議題となりました第3号議案「府中都市計画都市再開発の方針の変更に伴う市の意見」につきまして、ご説明させていただきます。

本件につきましては、東京都が決定する都市計画について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、本年11月13日付で、東京都から計画案について意見照会がございましたので、お諮りするものでございます。

現行の府中都市計画都市再開発の方針は、平成27年3月に変更されましたが、その後に策定された「未来の東京」戦略ビジョン、「都市づくりのグランドデザイン」及び先ほどご審議いただきました、第2号議案の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と整合を図り、再開発の適正な誘導と計画的な推進を図るため、都市計画変更するものでございます。

なお、本都市計画案につきましては、令和元年12月12日付で東京都より原案資料の作成依頼を受け、本年3月9日開催の本審議会にお諮りし、了承いただきました原案を基に原案資料を東京都に提出いたしました。

本年3月9日に開催した本審議会以降の経過につきましては、都市計画法第16条の規定に基づく東京都原案に関する公聴会の開催にあたり、本年7月に東京都及び本市において、東京都原案を縦覧に供したところ、本市では1名の縦覧がりましたが、公述の申し出はありませんでした。

なお、多摩部の市民の方から公述の申し出はなかったため、府中市が対象となる会場での東京都主催の公聴会は中止となっております。

現在、東京都及び本市において、12月2日から12月16日までの2週間、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、本都市計画案を縦覧に供しております。12月9日時点での縦覧者は1名でございます。

今後の予定といたしましては、令和3年2月3日開催予定の東京都都市計画審議会の議を経た後に、東京都において都市計画決定し、本年度末に告示される予定でございます。

それでは、都市計画案につきまして、担当よりご説明させていただきます。

【都市計画担当主査】 はい、議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【都市計画担当主査】 それでは、「府中都市計画都市再開発の方

針の変更に伴う市の意見」につきまして、お手元の資料に基づきご説明させていただきます。資料につきましては、右上にインデックスを付けておりますが、計画案及び原案からの変更箇所を添付しております。

はじめに、本年3月9日開催の本審議会にお諮りした際に、いただいたご意見の中で、再度ご検討とさせていただいた内容が2点ございましたので、報告させていただきます。

計画案の70ページをご覧ください。

1点目は、左側下段に記載があります、2、都市再開発の施策の方向の(1)拠点の整備で、分倍河原駅周辺地区及び多磨駅等の周辺地区について、でございます。交通に関する表現で、それぞれ「交通基盤の整備を図る」と「交通結節機能の向上による」と記載しており、整合が取れておりませんでした。こちらにつきましては、東京都と調整し、「交通結節機能の向上を図る」という表現に統一し、修正しております。

2点目のご意見になります。府中市新庁舎の表現を、まちづくりの計画に記載したほうが良いのではないかというご意見をいただいております。こちらにつきましては、東京都との協議の結果、本都市計画は東京都が決定する広域的な観点で定める都市計画の方針であることから、府中市新庁舎など具体的な施設名は記載しないこととしました。

なお、本市の都市計画に関する方針である府中市都市計画に関する基本的な方針に、府中市新庁舎に関する文言を記載させていただきたいと考えております。

続きまして、東京都が原案から変更した箇所がございますので、ご説明させていただきます。

インデックスの原案からの変更箇所のページをお開きください。こちらの資料の2ページから5ページまでが府中市に該当するページを抜粋したものでございます。赤色の文字で記載されている部分が原案から追記されたものでございます。内容につきましては、持続可能な都市づくりや、新型コロナ危機を契機とした都市づくりの観点から変更されたものとなっております。こちらは東京都が今般の新型コロナウイルス感染症に伴う社会状況の変化を踏まえ、各方面の有識者から都市づくりの方向性について意見を伺い、ICTの活用や新たな感染症への対応など、原案から変更しているものでございます。

【計画課長補佐】 議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【計画課長補佐】 ただ今ご説明いたしました、本都市計画の変更に伴う市の意見でございますが、この都市計画案は、経済情勢の変化、また、今日の社会環境に対応したものと捉えております。

また、本市の都市計画を決定するにあたっては、上位計画であるこの都市計画案に即して決定することで異議はないものと考えます。従いまして、府中都市計画都市再開発の方針の変更に伴う市の意見は、「都市計画案のとおりで異議ありません」と回答いたしたく、お諮りするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

【議長】 ありがとうございます。ただ今、議案の説明が終わりました。この議案につきまして、これよりご質問やご意見を承りたいと思います。委員の皆さまから何かございましたら、よろしくをお願いします。

(しばらく待つ)

【議長】 ご質問やご意見はありませんでしょうか。ないようですので、この件につきましては原案どおり可決ということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ありがとうございます。異議なしということで、本件の議案につきましては可決させていただきたいと思います。

大変ありがとうございました。

では、続きまして、日程第4、報告事項でございます。「府中市都市計画に関する基本的な方針素案」について、事務局から報告をお願いいたします。

【計画課長補佐】 それでは、日程第4、「府中市都市計画に関する基本的な方針素案」につきましてご報告いたします。

本計画につきましては、平成27年度から28年度にかけて、現行の計画の評価及び改定に向けた方向性を整理し、平成29年度以降は、都市計画審議会の下部組織である「都市計画マスタープラン改定検討部会」や、地域の代表の方々との「まちづくりに関する意見交換会」などにおいて、ご意見を伺い、改定作業を進めてまいりました。改定時期につきましては、当初、令和2年度末の改定予定で進めておりましたが、新型コロナウイルス感染症

拡大の影響もあり、改定期を半年延伸し、令和3年10月に改定する予定で進めております。

令和元年11月20日に開催の本審議会にご報告させていただきました改定骨子案を基に素案がまとまりましたので、ご報告をさせていただきますものでございます。

それでは、詳細につきまして、担当よりご説明させていただきます。

【都市計画担当主査】 はい、議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【都市計画担当主査】 それでは、「府中市都市計画に関する基本的な方針素案」につきまして、ご説明いたします。

お手元の資料で別冊になっている赤インデックスの報告と書いてある資料をご覧ください。3枚目に目次があります。この目次で全体の構成をご説明いたします。はじめに序章があり、改定の目的などを示しております。

次に、第1章では、さまざまなデータを用いまして、府中市の現状と課題をまとめております。

次に、第2章では、まちづくり方針として市全体の都市計画に関する方針を示しております。

次に、第3章では、地域別まちづくり方針として、市内を8つの地域に分け、それぞれの地域の方針を示しております。

次のページをご覧ください。下段になります、第4章です。第4章では、まちづくりの実施方針といたしまして、方針をどう進めていくかについて示しております。以上が構成の説明でございます。

ます。

続きまして、本編をご説明いたします。まず、序章の「府中市都市計画に関する基本的な方針の改定にあたって」につきましてご説明いたします。

2 ページをご覧ください。ここでは、改定の背景と目的について記載しております。2 段落目をご覧ください。国においては、都市の国際競争力の強化や人口減少時代のコンパクトな都市づくり、社会資本の長寿命化と有効活用の推進等を図るため、都市計画法や都市再生特別措置法等の改正により、新たな制度が創設されています。

東京都におきましては、都市づくりのグランドデザインの策定、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の改定をはじめ、東京における都市計画道路の整備方針、第4次事業化計画の策定等が行われました。本市におきましては、都市計画マスタープランの改定後、おおむね10年が経過し、本計画を取り巻くこうした新たな動きに対応するため、都市計画マスタープランの見直しを行うこととしました。

4 ページをお開きください。ここでは、位置付けと役割について記載しております。

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、「府中市総合計画」及び「都市づくりのグランドデザイン」や「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」といった上位計画に即して策定するものであり、府中市の都市整備の方向性を示す基本計画

としての位置付けや、府中市のまちづくりにおける都市計画マスタープランの役割を示しております。

6 ページをご覧ください。ここでは、改定の基本的な考え方につきまして記載しております。(1)といたしまして、計画の目標時期につきましては、おおむね20年後を見据えた計画であり、改定にあたっては令和23年度を目標とする計画としております。将来人口につきましては、府中市総合計画におきまして、令和3年度に約26万人と見込まれており、令和12年度前後をピークに減少に転じると予想しております。

また、平成27年度に策定いたしました「人口ビジョンまち・ひと・しごと創生総合戦略」では、長期的な目標として、令和22年度時点で人口25万5,000人、合計特殊出生率1.50の確保を定めております。本計画では、これらの将来人口の予測を前提とし、人口構造の変化によって生じる課題への対応を考慮した計画とすることを示しております。

7 ページに移ります。(2)といたしまして、都市計画マスタープランの構成を示しております。

8 ページをお開きください。(3)といたしまして、改定のポイントについてご説明いたします。はじめに、「①要素別・分野別からテーマ別まちづくり方針へ転換」でございます。複数の分野にまたがった課題を解決するために、要素別・分野別からテーマ別へと再構成し、基本目標の実現に向けたまちづくり方針としております。

次に「②震災、水害、土砂災害等の災害対策への対応」でござ

いますが、従来では想定できない規模の災害が全国的に発生していることから、災害に対応できるまちづくりの方針を策定しております。

次に「③社会情勢や新技術への対応」でございますが、ICT等の新技術を積極的に活用したまちづくりを目指すものとしております。

最後に「④地域の特性を生かした地域の将来像や身近なまちづくりへ特化」でございますが、各地域での共通事項を全体構想へ移行し、地域別まちづくり方針を地域特性や地域で重視するまちづくりに特化した方針としております。

続きまして10ページをご覧ください。

10ページから26ページにかけては、第1章「府中市の現状と課題」といたしております。10ページは、「1 府中市の都市形成の経緯」、11ページは、「2 広域的な府中市の特性」、12ページから24ページまでは、「3 府中市の現状」、ページ飛びまして25ページになります。25ページは、「4 まちづくりの主要課題」をそれぞれ記載しております。この章におきまして、府中市の現状や特性を把握し、まちづくり方針につながる課題を分析しております。

続きまして、29ページをお開きください。29ページからは、第2章、まちづくり方針、全体構想を記載しております。「1 将来都市像」でございますが、都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2の規定に基づき、「府中市総合計画」及び「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などの上位計画に即し、

定めることとされていることから、将来都市像につきましては、府中市総合計画で示された都市像を踏まえ、設定するものとしております。現行の府中市総合計画は、第6次府中市総合計画後期基本計画となりますが、この府中市総合計画も現在、第7次総合計画の策定に向けて進めており、来年度末の策定予定となっております。

そのため、現段階においては、現行の第6次府中市総合計画の将来都市像を記載しておりますが、今後、第7次府中市総合計画で示される都市像に即した表現に修正していくこととしております。

30ページをご覧ください。「2 基本目標」でございますが、将来都市像を実現するため、現状と課題から抽出した8つの主要課題から5つの基本目標を設定いたしました。基本目標1は、にぎわいと活力のあるまちづくり、基本目標2は、誰もが快適に移動できるまちづくり、基本目標3は、水と緑・環境と共生するまちづくり、基本目標4は、魅力ある住環境を維持するまちづくり、基本目標5は、安全・安心のまちづくり、この5つの目標を実現するため、土地利用方針及び5つのテーマ別のまちづくり方針を定め、施策を展開しております。31ページに移ります。「3 土地利用方針」でございます。土地利用方針は、5つのテーマ別まちづくり方針に関わる包括的な方針となっております。ゾーンの数といたしましては、現行計画の10ゾーンから4ゾーン増え、14ゾーンとなっております。

33ページをご覧ください。⑦工業維持ゾーンにつきましては、

追加したものでございます。今後の土地利用の展開を想定して、工業系用途の維持・保全を図る土地利用を誘導するものが「工業維持ゾーン」となります。

続いて34ページをご覧ください。土地利用転換に際して周辺環境と調和する土地利用を誘導する⑫の「大規模土地利用誘導ゾーン」が追加されております。また、都市計画道路の整備に伴い、地域特性に応じた土地利用の検討を図る、⑬「沿道型土地利用ゾーン」、それから生産緑地地区をはじめとする都市農地の保全に努め、農業と共存した良好な低層住宅地を中心とした市街地形成を誘導する⑭「農住共存ゾーン」、この4つのゾーンを追加しております。

それぞれのゾーンのイメージ図を31ページから34ページまで示しております。また、35ページは、それぞれのゾーニングを示した土地利用方針図でございます。

続いて37ページをお開きください。ここからは、テーマ別まちづくり方針につきまして示しております。1つ目のテーマの「(1) にぎわいと活力のあるまちづくり方針」につきまして、基本的な考え方と拠点の特性を記載いたしました。

38ページをお開きください。「1) にぎわいのある拠点市街地の形成」といたしまして、各拠点におけるにぎわいのある拠点市街地の形成に向けた方針や、39ページに移りまして、「2) にぎわいのある商店街の育成」、「3) ものづくり産業の立地環境の維持・強化」、「4) 都市農業を生かしたまちづくり」、「5) 歴史や文化を観光に生かしたまちづくり」。40ページに移ります。「6)

公共公益施設の最適化」に向けた方針につきまして、それぞれ記載しております。

4 1 ページをご覧ください。こちらは、にぎわいと活力のあるまちづくり方針図でございます。にぎわいのある拠点市街地の形成に関わる拠点などを示しております。

次に4 3 ページをお開きください。2 つ目のテーマである「( 2 ) 誰もが快適に移動できるまちづくり方針」について、基本的な考え方を記載いたしました。下の図は、道路及び公共交通ネットワークを階層的に示した概念図でございます。

4 4 ページをお開きください。「1 ) 幹線道路ネットワークの充実」、「2 ) 安全で快適な生活道路環境の形成」。

4 5 ページに移りまして、「3 ) 公共交通ネットワークの維持・充実」では、先ほど改定のポイントとしてご説明した、ICT等の新技術として、MaaSなどの記述や、4 6 ページに移りまして、「4 ) 交通結節点機能の充実」、「5 ) 交通バリアフリーの推進」に向けた方針につきまして、それぞれ記載しております。

4 7 ページをご覧ください。こちらは、誰もが快適に移動できるまちづくり方針図でございます。幹線道路ネットワークの充実に関わる都市計画道路等の広域連携軸や、公共交通のネットワークの維持・充実に関わる鉄道軸などを示しております。

次に、4 9 ページをお開きください。3 つ目のテーマである「( 3 ) 水と緑・環境と共生するまちづくり方針」について、基本的な考え方を記載するとともに、「1 ) 公園・緑地等の整備及び有効活用」、「2 ) 水と緑のネットワーク形成」。5 0 ページ、5 1 ページに移

りまして、「3) 緑のまちづくり、緑の保全と創出」、「4) 環境共生のまちづくり」に向けた方針につきまして、それぞれ記載しております。

53 ページをお開きください。こちらは、水と緑・環境と共生するまちづくり方針図でございます。緑の基本計画2020において位置付けされております水と緑のネットワーク形成に関わる緑の拠点や軸などを示しております。

次に、55 ページをお開きください。4つ目のテーマである「(4) 魅力ある住環境を維持するまちづくり方針」につきまして、基本的な考え方を記載するとともに、「1) 住環境に配慮したまちづくり」、56 ページ、57 ページに移りまして、「2) 身近な暮らしを支えるまちづくり」、「3) ユニバーサルデザインによるまちづくり」、「4) 健康づくりを目指したまちづくり」、「5) 魅力ある都市景観の形成」に向けた方針につきまして、それぞれ記載しております。

59 ページをお開きください。こちらは、魅力ある住環境を維持するまちづくり方針図でございます。魅力ある都市景観の形成に関わる景観形成推進地区などを示しております。

次に、61 ページをお開きください。5つ目のテーマである「(5) 安全・安心のまちづくり方針」について、基本的な考え方を記載するとともに、災害対策をより一層強化するため、「1) 震災に強いまちづくり」、62 ページ、63 ページに移りまして、「2) 水害対策の推進」、「3) 土砂災害対策の推進」、「4) 震災後の復旧・復興」、「5) 災害時の共助の体制づくり」、「6) 避難場所・避難

所機能の充実」、「7）日常の安全・安心の確保」に向けた方針につきまして、それぞれ記載しております。

65ページをお開きください。こちらは安心・安全のまちづくり方針図でございます。震災に強いまちづくりに関わる延焼遮断帯、水害対策の推進に関わる浸水想定区域などを示しております。

次に、67ページから217ページにかけては、第3章、地域別まちづくり方針、地域別構想について記載しております。地域別まちづくり方針は、平成22年の都市計画マスタープラン改定時に追加されたものでございます。

今回の改定にあたりましては、まちづくり方針を5つのテーマ別に再編集するとともに、地域特性や地域で重視するまちづくりに特化した記載としております。

68ページ、69ページをお開きください。「1 地域別まちづくり方針の目的」では、市民の日常生活圏におけるまちづくりの方針を示すとともに、地域ごとの具体的な都市施設の整備方針や、まちづくりの取り組み方針を示す地域別まちづくり方針は、地域の現況や課題、全体構想により導かれる地域の個別方針を市民の身近な生活空間の形成方針として明示することを目的として記載しております。

「2 地域別まちづくり方針の地域区分と改定方法」では、地域区分につきましては、現行の計画と同様の区分とし、鉄道駅の利用状況や文化センター圏域等を踏まえて設定しております。また、改定方法につきましては、各地域の団体の代表者による「まちづくりに関する意見交換会」を開催し、意見交換会での意見を

基に関係機関との調整を行い、取りまとめていることを記載しております。

71ページ以降は、各地域の内容となります。第1地域から第8地域まで、それぞれ同じ構成となりますので、71ページから記載しております第1地域を例として、構成と概要につきましてご説明いたします。

第1地域の72ページをご覧ください。72ページから75ページにかけては、「1 地域の現状・動向」といたしまして、「(1) 地域の概況」、「(2) 人口・世帯の現況・動向」、「(3) 土地利用の現況・動向」、74ページに飛びまして、「(4) まちづくりの主な動向」、「(5) まちづくりの主な課題」につきまして、記載しております。この項目では、地域別まちづくり方針の前に、地域の現況、動向や課題などを整理しております。

76ページをお開きください。こちらは、まちづくりの実績図でございます。府中市都市計画に関する基本的な方針を策定した平成14年度から令和元年度までの都市計画道路の整備状況や、大規模開発事業の土地利用調整の実績、地区計画等の策定状況を記載しております。

77ページに移りまして、こちらは地域の将来像及びまちづくりの目標を記載しております。まちづくりの目標につきましては、現行の計画と同様となっております。

78ページをご覧ください。ここからは、まちづくり方針を5つのテーマ別に示しております。「(1) にぎわいと活力のあるまちづくり」では、駅周辺の商業等の活性化といたしまして、多磨

駅、武蔵野台駅や白糸台駅につきまして、また、調布基地跡地の土地利用といたしまして、都市整備用地や下水処理場用地の利用方針を記載しております。

79ページに移りまして、こちらは第1地域の「にぎわいと活力のあるまちづくり方針図」で、地域内の土地利用方針や都市計画道路等を示しております。

80ページ、81ページをお開きください。「(2)誰もが快適に移動できるまちづくり」では、都市計画道路の整備推進や生活道路の改善整備、道路のバリアフリー化などにつきまして記載しております。

82ページをお開きください。こちらは第1地域の「誰もが快適に移動できるまちづくり方針図」で、地域内のバリアフリーに配慮した整備検討路線や生活道路整備検討路線などを示しております。

83ページに移りまして、「(3)水と緑・環境と共生するまちづくり」では、公園周辺の緑の拠点の形成や、府中崖線周辺の水と緑の軸の形成、84ページに移りまして、農地の保全・活用などにつきまして記載しております。

85ページ移りまして、こちらが第1地域の「水と緑・環境と共生するまちづくり方針図」です。こちらは地域内の緑の拠点や都市公園・緑地などを示しております。

86ページをお開きください。「(4)魅力ある住環境を維持するまちづくり」では、農を生かしたまちづくりの検討、浅間山の自然環境と調和したまちづくりなどにつきまして記載しております。

す。

87ページに移りまして、「(5) 安全・安心のまちづくり」では、木造住宅市街地の防災性の向上、土砂災害対策の推進や、防犯まちづくりの促進などにつきまして記載しております。

88ページをご覧ください。こちらは第1地域の「安全・安心のまちづくり方針図」で、地域内の火災の危険が心配されるところや、家屋倒壊等氾濫想定区域等を示しております。

89ページに移りまして、「4 重点的な取り組み」を記載しております。現行の計画からの時点修正とともに、多摩川沿いの地域におきましては、水害対策につきまして記述しております。ここまでが地域別まちづくり方針の第1地域の内容でございます。他の地域も、このような構成となっております。217ページまでに記載のとおり、全8地域でございます。

最後に第4章「まちづくりの実施方針」につきましてご説明いたします。

220ページをご覧ください。「1 まちづくりの進め方」では、「(1) 市民・事業者・市の協働のまちづくり」、「(2) 地域の特性を踏まえた市民主体の詳細なルールづくりの推進」、「(3) 地域の特性を踏まえた良好な開発事業の誘導」。221ページに移りまして「(4) 市民との協働推進のための仕組みの充実」につきまして、それぞれ実施方針を記載しております。

223ページをお開きください。「2 効率的・効果的なまちづくりの推進」では、「(1) 総合的なまちづくり施策の推進」の中で、改定のポイントである新技術への対応として、「(3) 社会情

勢の変化・技術革新への対応」について記載するとともに、224ページに移りまして「(2) 都市計画手法等の活用」、227ページに移りまして、「(3) 公共施設・インフラマネジメント」につきまして、それぞれ実施方針を記載しております。

228ページをお開きください。「3 都市計画マスタープランの見直し・評価」では、「(1) PDCAサイクルによる継続的改善」といたしまして、総合計画に位置付けられている施策や事業を各個別施策により実施し、評価、検討をした結果を基に社会、経済の変化に合わせて本計画の柔軟な見直しを検討することとしています。

以上が府中市都市計画に関する基本的な方針素案の内容でございます。

続きまして、今後のスケジュールにつきましてご説明いたします。本審議会の後、令和3年1月に市民の皆さまに素案を提示させていただくため、オープンハウスを実施し、市民の皆さまからの意見等を反映させていく予定でございます。その後、次回の都市計画審議会におきまして、改定案を報告させていただく予定でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【議長】 ありがとうございます。今日は報告事項ということで、各地域の委員さんもおいでいただけていますので、何か感想等があれば聞かせていただければと思います。何かありますか。

【〇〇委員】 いいですか。

【議長】 はい、どうぞ。

【〇〇委員】まず1点、45ページになりますけれども、コミュニティバスの運行を図るために収入確保策を検討しますと書いてありまして、25ページの主要課題のほうにも収入確保という文言入っているんですけれども、これはコミュニティバスの収入確保策として運賃の値上げを含むと考えてよろしいのでしょうか。

【議長】どうぞ教えてください。

【交通企画担当主幹】はい、議長。

【議長】はい、どうぞ。

【交通企画担当主幹】今のご質問でございますけれども、今、コミュニティバスの課題といたしましては、市の財政負担というところもございますので、収入確保策につきましては、広告料収入というのもございますけれども、運賃の見直しというのも課題として捉えております。以上でございます。

【議長】よろしいですか。

【〇〇委員】はい。ありがとうございます。

【議長】〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】ご指名ありがとうございます。市議会議員の〇〇でございます。長い時間をかけて説明いただきありがとうございます。恐らく現在のマスタープランを基に、それぞれの地域の課題を積み上げて、その課題の解決に向けて、東京都のマスタープランや府中市総合計画との整合性も見ながら作り上げてくださいます。本当にありがとうございます。大変だったと思いますけれども、まず、感謝申しあげたいと思います。

その上で、今回の改定につきましては、令和3年10月改定の

予定だということで伺いました。それで、改定の背景のところ、現在のマスタープランの改定からおおむね10年が経過したということで、今回、作ってきていただいていると思うんですが、この計画が今度は、先ほど東京都のマスタープランについては、2040年に向けてという、20年の計画が示されているんですが、今回の府中市都市計画マスタープランについては、おおむねどのぐらいの期間、いつまでというような目標を示していくのかどうか、そのあたりの期間的な目標設定や考え方があれば教えてください。あと、そのようなことが明記されてなくていいのかなということが単純に感じたところがございます。とりあえずその1点についてお願いします。

【議長】　　お願いします。

【計画課長補佐】　はい、議長。今回ご報告させていただきました府中市都市計画マスタープランにつきましては、先ほど委員からもお話がございました区域マスタープランとの整合を図るものとしております。従いまして、都市計画マスタープランの計画期間につきましては、20年後を見据えた計画としておりまして、令和23年度を目標としておる計画でございます。以上でございます。

【計画課長】　　議長。

【議長】　　はい、どうぞ。

【計画課長】　　実はご指摘のところについては、6ページの冒頭に記載させていただいていますが、もう少し書き方を工夫して、目標がいつかというのを分かりやすく記載させていただこうと思

います。以上です。

【議長】 ○○委員、どうぞ。

【○○委員】 ありがとうございます。すいません、そののころを読み飛ばしておりました。よく分かりました。20年という非常に長い期間の計画になるかと思えます。そうすると社会情勢もさまざまな変化をしていくかと思うんですが、そのあたりの変化に対する対応は、どのように考えていかれるのかということをお聞きしたいということが1つです。

それとピンポイントな質問で大変恐縮ですが、第1地域のところで、これは東京都のプランにも書かれていましたし、今回のマスタープランにも西武多摩川線の白糸台駅と京王線の武蔵野台駅のアクセスの改善というようなことが随所に書かれているのですが、恐らく全くできないことをマスタープランには書かれてないでしょうから、もしイメージがあれば、今の段階で分かっている範囲で結構ですので教えていただきたいと思えます。2点についてお願いします。

【議長】 2点、白糸台駅と武蔵野台駅については、今分かっている範囲でお願いします。

【計画課長】 議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【計画課長】 2点のご質問についてですが、1点目の変化に対応するということにつきましては、計画期間としては20年と定めておりますが、当然社会、経済状況の変化ですとか、あるいは上位計画の変更など、さまざまな変化の中で、20年間ずっと継

続してくということではなくて、必要に応じて随時、見直していくと考えております。

それから2点目の白糸台駅、武蔵野台駅の改善の件ですが、こちらにつきましては、毎年西武鉄道に対しまして、白糸台駅の東口改札の設置等、改善を要望しているところでございますが、一部、借地や地権者との関係等もありまして、滞っている状況でございますが、引き続きこの点につきましては、西武鉄道としっかり協議していきたいと考えております。以上でございます。

【議長】 はい、〇〇委員。

【〇〇委員】 それぞれご答弁ありがとうございました。よく分かりました。いずれにしても、今、府中市は住みやすいまちという言葉で評価をされています。その根底にはこうした都市計画やまちづくりの基盤がしっかり整っているからこそ、このような評価があるのかなと感じておりますので、これからさまざまな変化の時代が続いていくかと思えますけれども、ぜひ自信をもっと持っていただいて、また課題をしっかりと解決するという目標意識を持っていただいて、引き続き、住みよいまちをつくっていただきたいと要望しまして、終わりたいと思います。ありがとうございました。

【議長】 ありがとうございました。他にありますか。〇〇委員。

【〇〇委員】 はい。3点質問させていただきます。まず6ページ目ですけれども、20年後を見据えた計画ということで、最初に将来人口のシミュレーションが載っているんですが、ちょっと気になるのが、2020年度がこの表ですと25万8,000人と

ということですが、もう既に今年26万人を達成しておりますので、ここについては変更したほうが良いなと思っております。それによって、このシミュレーションが変わっていくのかどうかというのは確認していただきたいなと思います。

20年後の2040年時点で人口が25.5万人と書いてありますので、今、人口が26万400人ぐらいですので、人口減少とまでは言えず、横ばいではないかなと私は思います。そう考えますと、25ページの課題のところ、最初の人口動向で、少子高齢、人口減少に対応した都市づくりというふうにあります。少子高齢については、人口は横ばいだとしても、高齢者の比率が増えるという意味において合っていると思うんですけども、減少とまで言えるのかというのは、検討が必要かなと思います。減少と書くのであれば、人口を今後増やしていくのか、維持するのか、減ったままで良いとするのかをきちんと方針化することによって、もし増やしていくのであれば、もっと住宅を増やすとか、いろいろ方策が変わってくると思いますので、その点はもう少しはっきりさせたほうが良いかなと思いますので、検討をお願いしたいのとその点についてのお考えを教えてください。

【議長】 ○○委員からのご質問です。はい、どうぞ。

【計画課長】 ご指摘の人口の件でございますが、これにはさまざまなデータがございます、そのデータによって若干違ってきます。例えば府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョンの数値ですとか、あるいは社人研の推計値による数値ですとか、統一できてないところがありますので、ここはもう一回精査

したいと思います。

実は、上位計画である東京都の区域マスタープランの想定人口とも若干、相違しておりますので、ここはもう一回しっかり精査させていただきたいと思います。大変申し訳ございません。

それと将来的な人口を維持していくのか、増やしていくのかというところでございますが、ここは施策的な部分もありますが、やはり日本は人口減少時代になっていきますので、減っていく中でもやはり人口を維持していかないとまちづくりは成り立っていかないとところがございますので、減少を少しでも抑えるというような形で事務局としては考えているところでございます。以上です。

【議長】 ○○委員。

【○○委員】 ありがとうございます。あともう一点お伺いしたいんですけれども、8 ページ目の③のところで、「今後 I C T 等の新技術を積極的に活用したまちづくり」とあるんですが、具体的に考えられていること、例えば自動走行をちゅうバスに導入するとか、何か考えていることがあって、ここに記載されているのかどうかということを教えてください。

【議長】 ありがとうございます。

【計画課長】 議長。

【議長】 はい。

【計画課長】 具体的には、今、委員からご指摘がありましたように、自動運転は確かに一つの手法だと認識していますが、ただ、この点についても京王バス等と議論をしていることですが、現時

点において先行きは見えていないという現状はあります。ただこの計画自体が20年後を見据えておりますので、その辺りもしつかりと計画としては考えていくべきと考えております。

以上です。

【議長】 よろしいですか。ありがとうございます。では〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 ご説明ありがとうございました。ちょっと寒すぎて上着を着させていただきます。申し訳ございません。

ピンポイントで申し訳ないんですけども、何点か質問します。

ゾーニングのところ、一つは工業維持ゾーンの追加がありましたけれども、これはどういうイメージで記載されたのかなというのが1点です。

それともう一つ、33ページですが、スポーツ・レクリエーションゾーンのところ、郷土の森公園、市民球場、東京競馬場とあります。

郷土の森については、39ページの文化スポーツ拠点のところにもあるんですが、例えば多摩川の氾濫等による水害等のイメージもものすごく強くて、維持というのも本当にいいのかという考え方もありますし、その下のにぎわい活力拠点の中で、文化、スポーツ、府中基地跡地留保地周辺ということも追加になっておりますので、それらと合わせての今後の考え方を聞きたいです。また、33ページのスポーツ・レクリエーションゾーンで東京競馬場という名称がどうして市の計画の中に入ってきているのかというのを教えていただきたいと思います。よろしく願いし

ます。

【議長】 ○○委員から質問がありました。

【計画課長】 はい、議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【計画課長】 1点目のゾーニングの工業維持ゾーンですが、こちらにつきましては、もともと産業、工業系用途地域であった、例えば多摩川の二次製品を製造していたところですが、そのようなところの工場が撤退してマンションになっていく。

マンションができることによって、今度はもともとそこで工場を営んでいた方々が騒音、振動等でマンションから苦情が来て、産業が維持しにくくなっていくという課題があると認識しております。また、府中市内でそのような産業を維持してもらわなければならないという認識のもと、やはり工業がこれからも繁栄していくようなゾーニングをしていく必要があるだろうということで、例えばこれまでも取り組んできたところではございますが、都市型産業専用地区を指定して、住宅を建てられないようにし、工業を維持してくような特別用途地区をもう少し広げていきたいと考えているところでございます。

それから2点目のスポーツの拠点の話ですが、これにつきましては、文化スポーツ部等ともう一回しっかり協議して、精査させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、競馬場の件ですが、これは市でどうするということはありませんが、こちらにつきましても、先ほどの工業と同じで特別用途地区の娯楽・レクリエーション地区が指定されていますの

で、位置付けをさせていただいているところでございます。以上です。

【〇〇委員】 ありがとうございます。スポーツ・レクリエーションについては特に機能の維持ということでもありますので、20年後に本当にそこでいいのかという考え方もありますので、ぜひその辺も含めて検討していただければと思います。ありがとうございました。

【議長】 ありがとうございます。他にありますか。〇〇委員どうぞ。

【〇〇委員】 4ページのところでですけど、各種計画ということで載っているわけでありまして、地域公共交通計画の検討が始まっています。また、アンケートもやりながら調査している最中だと思っております。現状、関連計画のところに載せることは今の段階では難しいと思うんですけども、今後、このような新しく策定される計画について、計画が策定されたときにどのように反映していくのかというところと、本計画との整合がとれているのかということ、仮の話になってしまうんですが、そのあたりの考え方というのを教えていただきたいです。あともう一点、166ページの第6地域について、まちづくりの主な課題ということで、この地域もまちづくり誘導計画の中に課題がありまして、その課題の反映について教えていただきたいと思っております。

【議長】 〇〇委員から2点質問がありました。

【計画課長】 はい、議長。まず1点目の地域公共交通計画の関連計画としての位置付けの考え方でございますが、委員ご指摘の

とおり、現時点では策定がされておられませんので、この中に関連計画という形で位置付けることってというのは不可能なんですけれども、当然、その計画が策定されれば、この関連計画の位置付けには入ってくると考えております。

地域公共交通計画につきましては、やはり都市計画マスタープランとの両輪の中で動かしていくことによって、コンパクトシティプラスネットワークというところでまちづくりを進めていくような、重要な計画となってまいります。現時点では策定されておられませんので、都市計画マスタープランに入っておりませんが、次回の改定するときには、入ってくると考えております。以上です。

【交通企画担当主幹】 議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【交通企画担当主幹】 今、地域公共交通計画のことが出ましたけれども、情報提供ということで、お知らせさせていただきたいと思います。地域公共交通計画の現時点の取組み状況でございますが、本年度は市民アンケートを実施いたしまして、年明けに計画策定に向けた協議会の立ち上げをする予定となっております。令和2年度は1回、会議を開催していきたいと考えております。

令和3年度から令和4年度までには計画の検討、基本的な方針、目標の設定、あるいは計画の素案、計画案の策定などの手順を踏まえまして、最終的には令和4年度末の計画策定を目指して取り組んでまいりたいと考えておりますので、情報提供させていただきます。以上です。

【計画課長】 議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【計画課長】 2点目のまちづくり誘導計画の件でございますが、基本的に、地域別に関しましては、市民の皆さんとのまちづくり意見交換会での意見をベースに策定してきております。それぞれの地域の地区計画やまちづくり誘導計画、まちづくり方針などがあれば、それを精査して内容に加えていくところですが、今、手元にまちづくり誘導計画がございませんので、具体的にどこが精査されているかということは、確認できませんので、改めて確認して、後日ご報告させていただきたいと思っております。大変申し訳ございません。

【議長】 ○○委員、よろしいですか。

【○○委員】 公共交通計画については、考え方は分かりました。その時期が来れば、またこの計画に反映していただければと思いますので、よろしく願います。それとまちづくりの主な課題については、分かりました。よろしく願います。

【議長】 ありがとうございます。他にありますか。

【○○委員】 すいません。

【議長】 はい、どうぞ。

【○○委員】 たびたびすいません。ちょっと要望なんですけども、前回、緑の基本計画のときも申しあげたんですけども、このマスタープランは20年という長期計画なので、目標が検討というのはどうなのかと思います。検討という表現にしなくてもいいようなものも安易に検討という言葉にしているんじゃないかなと思います。例えば100ページを見ますと第2地域ですけれども、

多摩川かぜのみちの安全性の検討とあるんですが、20年の長期計画の目標が検討ということはあり得ないので、取組みだとか、安全性の向上という表現でいいのに、なぜ検討にしているのかなと思いました。来年度検討だったら分かりますよ。でも20年の目標が検討ではどうかなと思います。

確かに難しいのはしょうがないと思うんですけどね。そのような表現しなくてもいいようなものまでそうしているので、要望なんですけど、長期計画の場合は、検討をなるべく減らしたほうがいいと思います。

それからすいません、もう一点、105ページです。第2地域の水害時の避難場所なんですけれども、多摩川沿いに住んでいる人の避難所は、第四小学校なんです。確かに崖線の上だから極めて安全ということだと思っんですけどね。ところが例えば23区の下町の区は、全域が浸水地域ですから、当然、浸水地域の中に避難場所を置いているわけです。それから多摩地域でも、狛江市は浸水地域内の小学校が避難場所になっています。例えば浸水が最大3メートルのところの避難場所の学校については、2階以上を避難場所とする。それから最大浸水水位が5メートルのところは学校の3階以上を避難場所とするというふうにしています。押立町のあたりから第四小学校まで2キロありますので、雨が降っている中で2キロ歩くことは難しいと思います。その辺を考えていただきたいと思います。

避難場所も改めて見直したほうがいいと思います。これは要望です。

【議長】 2点要望がございました。他に何かご質問ありますか。

【計画課長】 議長、よろしいでしょうか。今の要望についてお答えします。1点目の検討という文言が多すぎるというところ、これはもう少し精査させていただきたいと思います。

2点目の避難場所の件につきましては、府中市は地域防災計画の中でハケ上に避難することと位置付けておりますので、2キロで避難が困難じゃないかということにつきましても、車での避難の対応等も取っている状況でございますので、避難に関しては、もうハケ上に避難するというを一貫して進めているところでございますので、委員が要望されたような考えはないということをお答えさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【議長】 他にございますか。他にないようですので、本件につきましては、報告了承ということよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということで、報告了承ということにさせていただきます。

最後にその他につきまして事務局お願いいたします。

【都市計画担当主査】 はい、議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【都市計画担当主査】 事務局から1点、ご報告させていただきます。今後の都市計画審議会の開催予定についてでございます。

次回の予定は、来年の4月下旬を予定しております。また、皆さまには、開催通知等でお知らせしたいと思いますので、よろし

くお願いします。以上でございます。

【議長】 これで全ての議案を終わることになりました。大変ありがとうございます。特にこれから忙しい時期になります。ぜひお体に気を付けていただきまして、体調を崩さないようにお願いしたいと思います。

本日は長時間、大変ありがとうございました。

以上、会議のてん末を記載してその相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

議 長 ○ ○ ○ ○

委 員 ○ ○ ○ ○

委 員 ○ ○ ○ ○